

1 計画策定の趣旨

1 計画策定の社会的背景と新たな課題

◆ 地域の取り組み

本市では、町内会の区域ごとに町内福祉委員会の設置が進んでおり、地域での見守り活動や災害時への対応の整備など、地域住民による地域福祉活動が活発化してきています。

先進的な地域では、認知症の人やその家族及び障害のある人の在宅生活を、地域ぐるみで支えるなど、地域の実情に応じた様々な活動が行われています。

しかし、地域によって地域福祉活動への取り組みに大きな差があるのが現状です。取り組みが難しくなっている背景には、次に挙げるような地域の様子の変化や、新たな福祉の課題の出現などがあります。

◆ 地域の様子の変化

近年、少子高齢化、核家族化の急速な進展による高齢者のひとり暮らしや都市化によるマンション住民や外国人世帯等の増加が進み、地域の様子が急激に変化してきました。その中で、ライフスタイルの変化や過度なプライバシーへの配慮、町内会への加入率の低下などに見られるように、地域社会におけるつながりや助け合い意識が希薄化しやすい環境になってきているといえます。

これらのことに伴い、かつては近隣住民や町内会など、地域内で解決できた様々な課題の解決が困難となってきているといった現状があります。

◆ 新たな福祉の課題

また、高齢者の孤独死や老々介護*あるいは認々介護*など介護するのが難しい状況にある人が介護者となっていること、子育て家庭の孤立や各年代層にわたる自殺の増加、子どもや高齢者などに対する虐待、悪徳商法による被害、外国人との生活習慣の違いからくるトラブルなどが、新たな福祉の課題としてクローズアップされてきました。

◆ 公的な保健福祉サービスの広がり

こうした中で、介護保険制度*や障害者自立支援制度*をはじめとする各種の公的な保健福祉サービスが、高齢者や障害のある人、あるいは児童や子育て世帯などに対する行政支援として、地域における支え合いに代わって、分野ごとに充実されてきました。このことにより、行政が担う領域が大幅に広がってきました。

* のついている用語は、巻末の資料編の「用語解説」に掲載しています。

◆ 公的なサービス拡大の影で

同時に、こうした動向の中で、課題を抱えた人自身だけでなく、その人を取り巻く人たちも公的な保健福祉サービスの利用だけに目が向きがちになってきました。自分自身がどのように生きたいのか、そのためには何をすべきか、また、地域の人はどんな支援ができるかを考えることが置き去りにされてきたことにより、様々な課題が生じています。

その中には、公的なサービスでは対応できず、地域での助け合いもされていない「福祉のすき間」にあるような生活課題も存在します。

また、仮に近隣住民によって深刻な問題が発見されても、そのことが行政や専門機関に迅速につながられず、結果として対応が遅れてしまうという新たな課題も顕在化してきました。

◆ 地域福祉の目的

福祉の目的は、「自立」と「共生」にあります。

かつての福祉は、措置制度として一方的に「与えられるもの」でしたが、今は「自分で選ぶもの」に変わりました。そして、すべての人が、地域において自立した生活を送ることができるように「皆で支え合うもの」としての地域福祉が、今求められています。それを可能とするためには、生活の基盤となる「地域社会」そのものを変えていく必要があります。

◆ 地域福祉の担い手と役割

今日、地域福祉を推進するためには、住民組織（町内福祉委員会など）をはじめ、当事者団体やボランティア*団体、NPO*団体、福祉事業者*などの組織が、互いに協力することが求められています。

また、地域福祉は、支援を必要とする人だけでなく、支援をする人も含めた住民一人ひとりが主人公として位置づけられています。

そして、地域福祉活動への地域住民の主体的な参加と、地域社会における地域福祉サービスの提供、そして、暮らしを支える公的な保健福祉サービスの充実も併せて、「自助」・「共助」・「公助」の一体的推進が求められています

◆ 発想の転換

皆さんは、乙武洋匡さんが書かれた「五体不満足」という本を覚えてみえるでしょうか。

ここでは、障害があっても、自分にできることを考え、自分の内にある生きる力を引き出し、エンパワメント*の考え方が貫かれています。

また、地域の様子は急激に変化していますが、見方を変えれば、そこには新しい資源や機会が潜んでいると考えることができます。例えば、高齢者の割合が増えていることも介護負担の増加として捉えるだけでなく、豊富な知識と経験を持つ頼もしい地域福祉の担い手マンパワーの増加と考えることができます。そして、外国人世帯等の増加は、異文化に触れる機会が増えるため、様々な考え方を知ることができます。

無いものを嘆くのではなく、個人の中にある生きる力や地域の中にある活力のもとなど、そこにあるものを見つけ出す視点を持つことが大切です。

2 第2次地域福祉計画のめざすもの

誰もが住みなれた地域で安心して暮らすためには、「公的な保健福祉サービス（「公助」）を利用するだけでなく、できることは自分です。」「困った時にはまわりの人に助けを求める。」といった「自助」や、困った時はお互いさまといった地域での支え合いとしての「共助」が不可欠です。

現在、本市においては、主に町内会の区域を圏域とした「町内福祉委員会」の活動が活発化しています。しかし、それぞれの地域における様々な生活課題に対処するためには、より一層の住民の助け合い・支え合いの意識啓発と、さらなる活動の活性化が求められます。

こうした中で、本計画では、あらためて「自助」・「共助」・「公助」のそれぞれの役割の明確化を図っています。そして、「自助」・「共助」だけでは解決することができない深刻な生活課題については、地域と「公助」とで解決のための仕組みを築き、互いに連携していくことが大切です。

本計画では、誰もが安全・安心して暮らせる住みよいまちづくりの推進をめざします。

計画の策定にあたっては、「安城市地域福祉計画策定協議会」をはじめ、町内福祉委員会、高齢者団体、障害のある人の団体、子育てサークル、ボランティア団体、NPO法人*、福祉事業者、福祉関係団体など多数の参加と協働のもと、市と安城市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が合同で策定しました。

2 計画の位置づけ

1 本計画の根拠となる法律

本計画は、「社会福祉法」（昭和26年3月29日法律第45号）第107条の規定に基づいて策定したものです。

平成12年に改定された「社会福祉法」は、その第4条で「地域福祉の推進を図る」ことが明記されています。

本計画は、地域住民と市、社協、ボランティア団体、NPO法人、福祉事業者、福祉関係団体などの各関係機関・団体が、それぞれの役割を推し進めるとともに、相互に協力し地域の福祉を一層向上させるための計画とします。

【社会福祉法（一部抜粋）】

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

2 計画の位置づけ

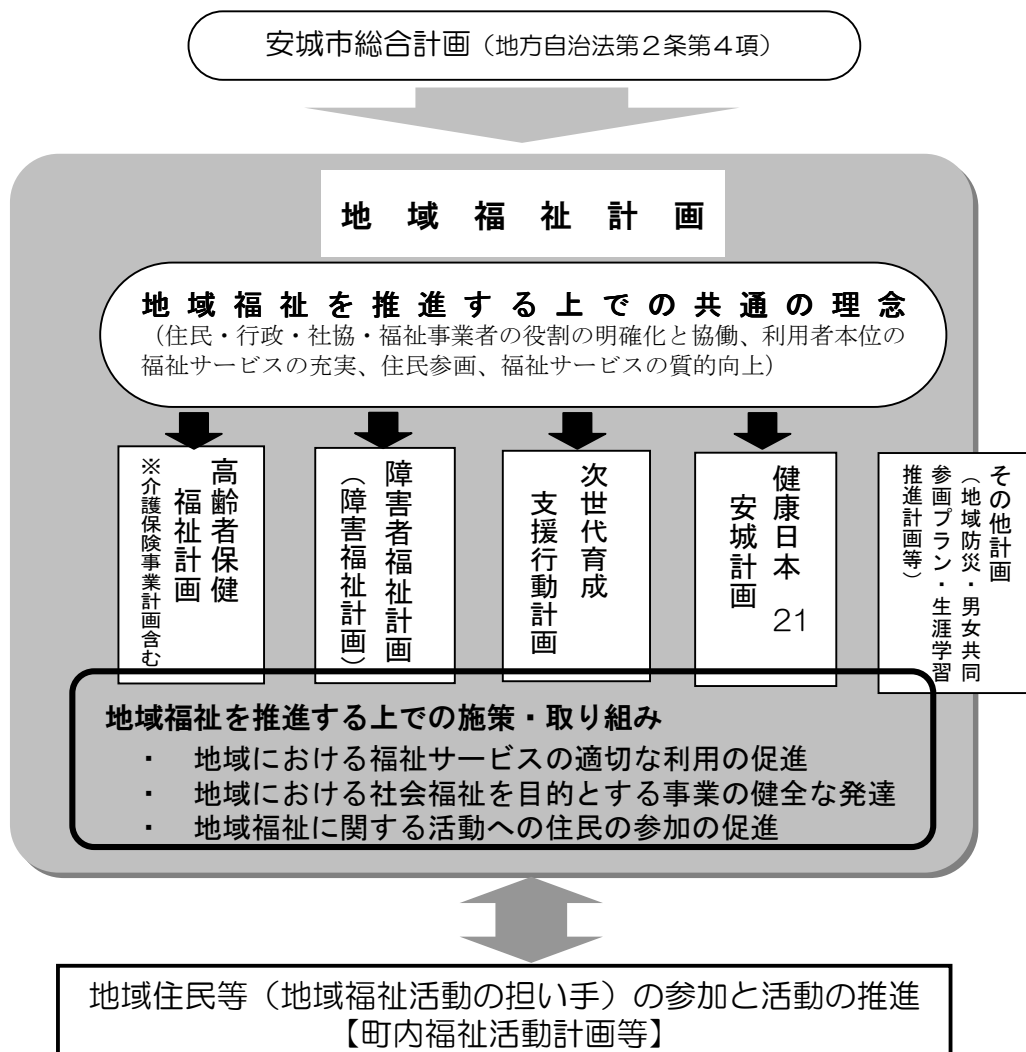
本計画は、市行政の基本計画である「第7次安城市総合計画」の個別計画であるとともに、本市の地域福祉を進めるための理念や方策を定めるほか、高齢者、障害のある人、子どもなどを対象とした各種保健福祉施策の方向性を示す基本的な計画として位置づけています。

また、地域福祉の推進にあたっては、地域住民、町内福祉委員会、福祉・保健等の関係団体や福祉事業者の参加と活動の充実が必要です。もちろん地域住民等の活動を支援する社協の活動も欠かすことができません。このため、この計画では地域福祉活動計画に相当する地域住民等の活動計画や、社協の行う地域福祉活動の推進をも含めて記載しています。

その他、防災・防犯、男女共同参画、人権擁護、まちづくり等の関連する分野との連携を図り、バリアフリー*とノーマライゼーション*を基本とした多面的な福祉のまちづくりをめざします。

こうしたことから、地域住民の暮らしにとって最も身近な計画であるという側面を持っています。

図 1-1 「地域福祉計画」の位置づけ



3 関連計画の計画期間との関係

本計画の期間は、平成21年度を初年度とし、平成25年度までの5か年とします。

図 1-2 関連する計画の計画期間

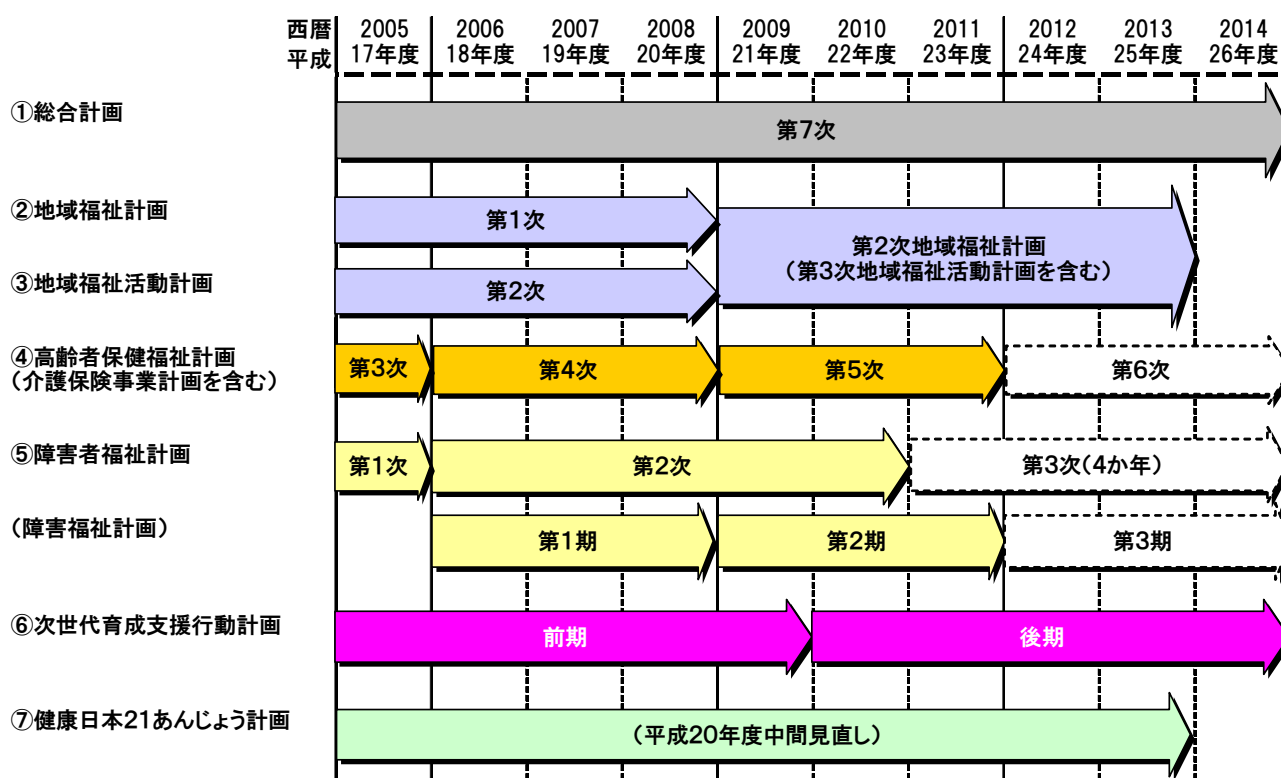


表 1-1 関連する計画の概要

名 称	所管する課	計画期間	対象など
①総合計画	企画政策課	平成 17～26 年度	市民
②地域福祉計画	社会福祉課	第 1 次 平成 16～20 年度 第 2 次 平成 21～25 年度	市民
③地域福祉活動計画	(社会福祉協議会)	第 2 次 平成 16～20 年度 第 3 次 平成 21～25 年度 ※第 3 次計画の地区活動推進計画部分は、第 2 次地域福祉計画に統合して記載。	市民
④高齢者保健福祉計画	介護保険課	第 4 次 平成 18～20 年度 第 5 次 平成 21～23 年度	高齢者
⑤障害者福祉計画	障害福祉課	第 2 次 平成 18～22 年度	障害のある人
(障害福祉計画)	障害福祉課	第 1 期 平成 18～20 年度 第 2 期 平成 21～23 年度	障害のある人
⑥次世代育成支援行動計画	子ども課	前期 平成 17～21 年度 後期 平成 22～26 年度	子ども
⑦健康日本 21 あんじょう計画	健康推進課	平成 16～25 年度 (平成 20 年度に中間見直し)	市民

4

計画策定の体制

地域福祉計画 策定協議会

役割：計画の策定について市長から諮問を受けて審議と答申を行う
 構成：福祉・保健・医療関係団体の代表者、学識経験者及び公募市民など16名
 開催：4回

地域福祉計画策定 幹事会

役割：基本理念なども含めた計画書全体の案の検討をする。
 各会議から提出された、行政における支援策についての事業調整及び協議を行う。
 分野別計画の共通部分の整理を行う。
 構成：市関係課の課長級の職員 10名（事務局除く）
 [企画政策課、財政課、市民活動課、市民安全課、防災課、社会福祉課、
 障害福祉課、介護保険課、子ども課、健康推進課、生涯学習課、社協]
 開催：5回

地域福祉計画策定 分科会

役割：基本理念なども含めた計画書全体の案の作成をする。
 分野別計画の共通部分の整理や、課題の絞り込みを行う。
 各会議から出てきた行政の行うべき課題の取り込みを行う。
 具体的な施策について論議し、案の作成をする。
 構成：市関係課の主査～係長級の職員 12名（事務局除く）
 [企画政策課、財政課、市民活動課、市民安全課、防災課、社会福祉課、
 障害福祉課、介護保険課、子ども課、健康推進課、生涯学習課、社協]
 開催：7回

地域会議

役割：地域（町内会等）の課題の抽出、今後の活動計画の作成
 構成：町内福祉委員
 （町内会役員、民生委員児童委員、老人クラブ員、子ども会員など）
 開催：地区社会福祉協議会の区域（8地区）ごとに概ね2回ずつ
 ※地域会議以外でも、福祉委員会ごとに随時会議を開催
 ※現行計画の実施計画（各団体3つずつ）の反省と経過の確認及び
 地域の課題の洗い出しを行う。

関係団体会議

役割：団体ごとの課題の抽出、今後の取組案の作成
 構成：当事者団体・福祉関係団体・ボランティア団体・NPO法人等
 30団体
 開催：2回

福祉事業者による会議

役割：福祉事業者ごとの課題の抽出等、今後の取組案の作成
 構成：概ね市内の福祉事業者
 開催：福祉事業者の業種ごと。計5回
 ※その他、地域包括支援センター*と在宅介護支援センター*の職員
 によって、福祉事業者としての課題や要援護者への支援の流れなどの
 整理を行いました。

小中学校への調査

役割：学校ごとの課題の抽出等、今後の取組案の作成
 構成：市内の小中学校
 調査：8月

市・社協の取り組み施策(第5章)

各団体ごとの今後の活動計画や取組案(第6・7章)

各会議から抽出された行政が行うべき課題

5

住民の意見聴取と啓発

1

アンケートの実施

住民や福祉関係者・団体等の福祉に関する意識や地域活動の状況を把握し、計画策定の基礎資料とする目的で、アンケート調査を実施しました。

◆ 住民アンケート

調査地域 : 安城市全域
調査対象 : 安城市にお住まいの18歳以上の方
配布と回収 : 配布数 3,000 、 回収数 1,292 (回収率 43.1%)
抽出方法 : 概ね中学区ごとに無作為に抽出
調査期間 : 平成19年9月27日～10月14日
調査方法 : 郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

◆ 福祉関係者・団体アンケート

調査地域 : 安城市全域
調査対象 : 安城市の地域福祉に関わる各分野の団体
町内会、民生委員児童委員協議会、高齢者団体・施設、障害のある人の団体・施設、
児童団体、小中学校、ボランティア団体、NPO法人、福祉事業者、
その他福祉関係団体
配布と回収 : 配布数 229 回収数 163 (回収率 71.2%)
調査期間 : 平成19年9月28日～10月14日
調査方法 : 郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

◆ 福祉まつり参加者アンケート

調査場所 : 福祉まつりの会場
調査対象 : 福祉まつりの来場者
回答数 : 255
調査日 : 平成19年10月21日
調査方法 : 来場者に声をかけ協力を依頼

2 広報・啓発事業

住民への意識啓発を進めるため、平成20年6月7日に市民たすけあいフォーラムを開催しました。地域福祉の民間研究者による講演会と当事者のパネルディスカッション*を行いました。多くの人が参加し、熱心に耳を傾けていました。

■ 平成20年6月7日 市民たすけあいフォーラム

- 場 所 安城市文化センター マツバホール
主 催 安城市、安城市社会福祉協議会
プログラム
- 1 開会のことば
 - 2 市長あいさつ
 - 3 講演会 テーマ 地域における新しい支え合いの姿を求めて
講 師 住民流福祉総合研究所 代表 木原 孝久 氏
 - 4 パネルディスカッション
テーマ 助けられ上手さんになろう！ ～当事者から始まる地域づくり～
パネリスト
城南町内会長 藤野 千秋 氏
認知症高齢者の家族 松岡 万里子 氏
在宅の障害のある方 中田 和子 氏
三河安城駅前マンションママの会 横山 晃代 氏
コメンテーター兼コーディネーター
住民流福祉総合研究所 代表 木原 孝久 氏
 - 5 閉会のことば



〔市長挨拶〕



〔会場：安城市文化センター マツバホール〕



〔開場前から多くの市民が参加〕

● 講演要旨

◆ 「助けられ上手」になろう！

助け合いがされなくなっていると言うけれど、困った時に助けを求めれば10人中9人は助けてくれる。助けを求められないと、助けても良いのか判断に困る。

逆に、困ったときに助けを求めることができる人は、百人中ほんの数人。

助け合いが始まらないのは、みんな「助けられ下手」だったからなのだ。

誰もが、困ったときに周りの人に助けを求めることができるようになれば、助け合い、支え合いのまちをつくることができる。

「助けられ上手」とは、当事者が福祉の主役だという自覚に立ち、自身に必要な資源を発掘・活用していくことを指す。



講演会「地域における新しい支え合いの姿を求めて」
講師：住民流福祉総合研究所代表 木原 孝久 氏

◆ 「助けられ」も立派な「福祉活動」だ！

一方的にサービスを受けることは、サービスの「受け慣れ」を助長し、自立を妨げる。住み慣れた地域で暮らすとは、溢れる資源の中で生きること。

人は、「心の貸借対照表」のバランスをとって生きている。助けられるばかりだと「借り」ばかり増えていく気がする。当事者の立場なら、「できれば助けられたくない」と考える。なぜなら、「借り」を返せないで、助けられるたびに自分自身の尊厳や誇りが打ち碎かれる気がするから。「借り」を返せるような状態を作るためには、手助けが必要な人を「〇〇できない人」と考えるのではなく、その人が周囲の人に対して何ができるかを考え、実際に行うことが大切。それによって、日常生活にも張りが出る。

また、人に助けられたくないと思える人でも、同じ悩みを抱えた人同士ならば、悩みを話したり、お互いに助け合ったりしやすい。そのため、セルフヘルプグループ（当事者団体）を作ったり、今あるグループに加入したりすることも大切。福祉はもともと「セルフ」だった。

◆ 50世帯ほどの「ご近所人脈福祉圏」をマップで浮き彫りにしよう！

住民は小学校区、町内会ではなく、住民同士、お互いの顔の見える50世帯ほどの「ご近所人脈福祉圏」で福祉人脈ができていく。まず、その人脈を見つけ出すことが必要だ。

地図上で「舐めるように」一軒一軒の顔を思い浮かべ、「ああ、あの人は」、「そういえばこの人は」と、記憶の中から蘇らせていく。気になる要援護者はいるか、誰を頼りにしているか、どんな世話焼きさんがいるか、どんな世話を焼いているか、どんな生活課題があるのか、どんな対策を講じているか、まずは住民のふれあい支えあいマップを住宅地図におとしてみよう。

● パネリスト発言要旨

◆ 横山 晃代氏 「支えあうことは結び合うこと自分からの第一歩が大切です」

マンションに新たに移り住んだ住民同士、お互いの顔をほとんど知らない状況だったので、地域の防災訓練を「きっかけ」に「地震があったら陸の孤島になるんじゃないか」と怖くなりました。台風のとくに、保護者への連絡がないまま子どもが早く帰宅したことがあり、気をもんだこともあります。子どものことが心配で「地域の母親どうしのつながりがほしい」と思ったことが、地域の様々な活動の「きっかけ」になりました。

* 木原氏コメント：母親としての「したたかさ」と「しなやかさ」も福祉活動の重要な要素。

◆ 中田 和子氏 「地域に包み込まれている安心感が自立を支えています」

以前は、なるべく人に迷惑をかけないように、身近な困りごとでも近所の方に頼むことができませんでした。社協のヘルパーさんから町内会を通じて、公的サービスではない支援（ゴミ出しなど）を、近所の方をお願いできるようになってから、近所の方とお話ができるようになりました。町内会の行事などやパソコンクラブなどにも参加するようになり、少しずつ町内に知り合いができるようになりました。

* 木原氏のコメント：中田さん自身の町内会等への参加は、中田さんなりの重要な福祉活動。

◆ 松岡 万里子氏 「認知症の母が、自分や家族を変え、地域を変えました」

認知症の義理の母が、大声や徘徊することから、自分自身も地域に飛び込んでいかざるを得なくなり、そのことを「きっかけ」に、自治会長さんや地域の皆さんとも知り合うことができました。認知症の母と散歩をすることで、地域の新たな発見もできました。認知症の母が、母なりに徘徊（散歩）することを全うすることができるように、今後も自分なりに関わっていくつもりです。

* 木原氏のコメント：「助け」「助けられ」は、表裏一体。

◆ 藤野 千秋氏 「自分が変わることが、地域を変える力に」

松岡さん達のように、本人を含め家族を地域の中で支えていくことが今後ますます必要となります。そのためには、家族自身が、それぞれの困りごとを自分だけで抱え込むのではなく、ありのまま地域にさらけだすことが、地域を変える力となります。

* 木原氏のコメント：地域の中でひとりでも相談できる相手ができることが大切。

参加者の声

- 「助けられ上手」が一番大事であることを痛切に感じました。お隣近所のお付き合いをもっと深くしていきたいと思います。（60代 女）
- 自助、共助、公助等の意味が大変わかりやすかった。自分は自分で守る。助けて！と言える人になろう！！助けられ上手になろう！！（60代 男）
- 中途失聴者ですが要約筆記者を設置して下さったので、内容がわかり良かった。自分は4年前に聴力を失い障害者になったので恥ずかしがらずに助けてと言うようにしていくことは大事だとわかりました。（40代 女）
- 助けられ上手もボランティア！納得です。「ありがとう」を、心をこめて言う。すばらしいと思いました。（60代 女）
- 民生委員児童委員・町内福祉委員として大変参考になった。特に、見守り方法についての本音がすごかった。（60代 男）
- 何事も自分一人では生きていけないお互い助け合う気持が大事です。（70代 男）
- 当事者の本音が聞け中身が濃く、男性が表に出て行動して始めて本物の市民助け合いとなると思いました。（50代 女）
- 福祉のすき間が分かった。まず「助けて」と声を上げることが大切。身近な所から福祉活動を。（60代 男）
- 向う三軒両隣の重要性をあらためて感じた。どうしたらこれが活性化出来るか、今後考えていきたい。（60代 男）
- 誰でもできる、誰でもやる意志は持っている。助けられ上手になる事。住民全員参加の可能性がみえた。（60代 男）
- 今迄、思い込みの感があったが、押し付けではなく、相手の事をよく考えてみる事が大切で、相手の尊厳を守ってあげる事が大切。（60代 男）



〔熱心に耳を傾ける多くの参加者〕



〔パネルディスカッション〕

3 各種会議開催などによる意見聴取

地域における課題や、それぞれの団体が抱える課題を、行政や社協の施策に取り込み、計画に反映させるため、地域会議、関係団体会議、福祉事業者による会議等による討議・検討やヒアリング調査を実施しました。

4 ホームページによる情報提供

計画策定の進行状況等については、広く市民と情報を共有しながら計画策定を進めるため、市及び社協の広報紙やホームページ等を通じて、計画策定の意義や、各種会議の議事録や要旨等の情報提供を行いました。

5 パブリックコメント

平成20年12月15日から平成21年1月15日まで、素案に対するパブリックコメント*を行い、広く市民・福祉事業者等のみなさんから多様な意見・情報・専門知識を提供していただく機会を設けました。

そして、その貴重なご意見をこの計画作りに役立てました。